

第16回 安来市農業委員会議事録

令和3年10月21日 午後2時00分 第16回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木 吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和3年10月21日 1日
日程第 3	議第64号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第65号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	報第82号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 6	議第66号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第83号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 8	報第84号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 9	報第85号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 10	報第86号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について
日程第 11	報第87号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 12	報第88号 非農地判断の実施について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第16回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第16回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 15番 佐々木委員、17番 吉村委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第64号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、20年以上前から耕作放棄地となっており、開墾して耕作する予定でありましたが、水源がなくまた、人力及び農業用機械では耕起、整地することができず、耕作困難となりそのまま現在に至ったものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業用利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：岡田 一夫君
次に、現地調査報告を1班13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君
13番 板金です。現地調査班の報告をさせていただきます。今月の調査班は1班で、木戸班長、岡田会長、吉村委員、安松委員、杉原委員、足立委員と私 板金と、事務局より實重局長、名原係長の計9名で行いました。20日の午後1時半より伯太庁舎の201号会議室で、事務局より概要説明を受け、その後現地

にて調査を行いました。現地では、地元委員の吉村委員から説明を受けました。現地は先ほどの事務局の説明のとおり、広瀬町富田■■■■ 97㎡、■■■■ 243㎡、■■■■ 1264㎡、■■■■ 452㎡は、20年以上前より耕作、管理されておらず、原野の状況となっております。復旧は困難であると判断し、許可妥当と判断いたしました。以上調査班の報告を終わります。

議長：岡田 一夫君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君
日程第4 議第65号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページから7ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、7件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離約500m 農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条2項の規定に於ける要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 受贈者については約35km、家族については1km未満圏内 譲渡人の実家は広瀬町宇波集落にあり、母と母の孫である受贈者が現在農作業を行っております。なお、農地法第2条第2項の二親等内の生前贈与に該当します。農機具は、肩掛け式草刈り機2台、自走式草刈り機1台、ミニクローラー運搬車1台、耕運機1台を所有しています。その他の農機具が必要な作業は、作業受託で対応するとのこと。労働力は本人と祖母の計2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。3番は、相手方の要望による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約200m 農機具は、トラクター2台、耕運機1台、コンバイン1台、田植え機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻の計2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番及び6番は譲受人が同じですのであわせて説明させていただきます。4番及び6番は、自作地相互の交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約200m 農機具は、トラクター1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻の計2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、4番は5番の農地との等価交換です。6番は7番の農地との等価交換です。5番は、自作地相互の交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に於ける要件は満

たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約200m 農機具は、軽トラック1台を所有しています。その他の農機具が必要な作業は、作業受託で対応することです。労働力は本人と妻の計2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、4番の農地との等価交換です。7番は、自作地相互の交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約200m 農機具は、軽トラック1台を所有しています。その他の農機具が必要な作業は、作業受託で対応することです。労働力は本人と息子の計2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、6番の農地との等価交換です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 3番 永塚委員 お願いします。

3番 永塚 知芳君

3番 永塚でございます。1番案件の説明をさせていただきます。内容につきましては事務局から説明がりましたが、元々この4筆につきましては譲受人が持っておりましたが、事情があり手放しまして、再度買い戻したという話でございます。実際に4～5年前から現状のままで、譲受人が耕作しておまして、他の農地に影響を与えるものではございません。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 9番 北川委員 お願いします。

9番 北川 正幸君

9番 北川です。2番案件の説明をいたします。事務局の方からの説明のとおりです。譲渡人は今年3月に広島県に移住されました。それにより農地の管理が出来なくなっております。これまでも譲渡人の兄弟と譲受人となりますちょうど姪にあたりますが、この2人が高齢の母親の世話等と当地の管理をされておられました。この度、譲受人となる方が譲り受けられることになりました。26筆、21,530㎡ありますが、このうちの4筆、3,787㎡を後ほど出て来ますけども、宇波地区の農事組合法人が耕作されております。この度名義が変わったという事で、利用権設定がこの後の議題に提案されております。この所有権移転によって他の農地に影響を及ぼすことはないと考えております。審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。3番案件の説明をいたします。譲渡人は数年前からこの地におりませんで、その農地は譲受人が管理しておりましたが、譲渡人も高齢であることから、この農地を整理したいという事で、今回の譲受人に渡す事になりました。譲受人はこの[]の高齢化それから担い手のなくなった農地について、積極的に耕作を続けておまして、この申請によって周辺農地に及ぼす影響はないと考えております。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

4番から7番の案件について 5番 木戸委員 お願いします。

5番 木戸 芳己君

5番 木戸でございます。申請番号4番、5番、6番、7番は関連がありますので、一括して説明を行います。4番、6番の土地を移転事業による頭無川付替えにより田が分断され、使い勝手が悪くなりましたの

で、相互の交換により生産性を高めるためのものです。周辺農地への影響はないと考えますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 報第82号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。9ページに案件の内容、10ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は個人住宅です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 5番 木戸委員をお願いします。

5番 木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第66号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議をを求めるものです。計画要請につきましては、14ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が20件、33,743㎡、使用貸借権が3件、2,745㎡、全体で23件、総面積が36,488㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野でございます。私からは議第66号についてご説明いたします。詳細は15ページからになります。今月の利用集積計画ですけれども、番号1から3までが利用権設定でございます。また、番号4から8が農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する、農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものでございます。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第83号 農用地利用配分計画の許可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

17ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。18ページから25ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地20筆が、このたび、法人に賃借権及び使用貸借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和3年9月13日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第84号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

26ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。27ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月

の届出については、2件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第85号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

28ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。29ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による貸借の解約です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第86号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

30ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。31ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は1件で、安来市長 田中武夫、担当部署上下水道部下水道課より届出があったものです。事業名は、浦ヶ部雨水渠整備工事で、令和3年10月1日から令和4年3月25日までです。終了後は畑として使用されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第87号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

32ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。33ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第88号 非農地判断の実施について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

34ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。35ページから36ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から200筆を抽出し、去る9月30日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地197筆、面積105,388.94㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、10月中を予定しています。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第16回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時40分)